

赤穂市空き家情報バンク設置要綱及び赤穂市空き家情報バンク活用支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年7月29日

赤穂市長 牟 禮 正 稔

赤穂市訓令甲第55号

赤穂市空き家情報バンク設置要綱及び赤穂市空き家情報バンク活用支援事業
補助金交付要綱の一部を改正する要綱

次に掲げる要綱の規定中「第2条各号」を「第2条」に改める。

- (1) 赤穂市空き家情報バンク設置要綱（平成19年赤穂市訓令甲第21号）第9条第1項
- (2) 赤穂市空き家情報バンク活用支援事業補助金交付要綱（令和3年赤穂市訓令甲第34号）第4条第1号

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。